入　札　説　明　書

１　入札に付する事項

(1)　調達物品の名称及び数量

多連型ジャーファメンターシステム　一式

(2)　仕様等

仕様書による

(3)　納入期限

令和４年３月２５日（金）まで

(4)　納入場所

大阪府大阪市城東区森之宮１丁目６番５０号
地方独立行政法人大阪産業技術研究所　森之宮センター

２　問い合わせ先

〒536-8553　大阪府大阪市城東区森之宮１丁目６番５０号
地方独立行政法人大阪産業技術研究所　森之宮センター
経営企画本部　総務部
TEL：06-6963-8004　FAX：06-6963-8015

３　入札参加資格

(1)　次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産者で復権を得ない者

キ　地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第３条第４項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4)　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の

都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　最近１事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。

(7)　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

(8)　地方独立行政法人大阪産業技術研究所及び大阪府並びに大阪市との契約において、入札談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

(9) 令和元・2・3年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中、「理化学機器（種目コードNo28）」に登録をされている者であること。

なお、その登録をされていない者であって、本件入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。

ア　資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570　大阪市中央区大手前二丁目
大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ
TEL　06-6944-6644

イ　申請の方法

詳細は、大阪府電子調達システムの説明による。

４　入札参加資格審査申請書類等の交付及び提出並びに入札説明書、契約条項等を示す場所

(1)　入札参加資格審査申請書類の交付方法及び交付期間

ア　交付方法

（地独）大阪産業技術研究所のホームページの「入札・契約」の森之宮センターからダウンロードする。
（https://orist.jp/）

イ　交付期間

令和３年１０月１８日（月）から令和３年１１月１日（月）まで

(2)　入札参加資格審査申請書類の提出期間、提出場所等

ア　提出期間

令和３年１０月１８日（月）から令和３年１１月１日（月）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）の午前１０時から午後５時まで
（ただし、持参の場合、午後０時１５分から午後１時までを除く）

イ　提出場所

すべての書類は、次のところに提出する。

〒536-8553　大阪府大阪市城東区森之宮１丁目６番５０号
地方独立行政法人大阪産業技術研究所　森之宮センター
経営企画本部　総務部（１階）　TEL 06-6963-8004

(3)　提出する書類

「一般競争入札参加資格審査申請書」（１－１）

(4)　提出方法

提出書類は、持参若しくは郵送とし、電送による申請は認めない。
なお、郵送の場合は書留にて期限内に必着すること。その際、送付物の

表面に「入札参加関係書類在中」と必ず記載すること。

(5)　審査結果の通知

入札参加資格の結果通知は、令和３年１１月８日（月）に、申請者に対し、電子メールにより通知する。

(6)　仕様書等についての質問と回答

ア　質問の受付

仕様内容について質問がある場合は、別添「質問書」（１－３）をＦＡＸまたは持参により、令和３年１１月１日（月）午後５時００分までに「２　問い合わせ先」まで提出すること。ＦＡＸの場合は、電話にて受信確認を行うこと。

イ　質問の回答

回答は入札参加資格を有する者に対し電子メールにて令和３年１１月８日（月）（予定）に回答する。

５　入札の日時及び場所等

(1)　入札執行日時

令和３年１１月１５日（月）　午前１１時００分

(2)　場所

大阪府大阪市城東区森之宮１丁目６番５０号

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 森之宮センター ４階小講堂

(3)　その他

ア　入札書（１－４）は、入札参加資格者（代理人含む）が持参するものとし、郵送及び電送による入札は認めない。

イ　入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

ウ　入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの「委任状」（１－５）を持参し、提出すること。

エ　入札時に「提案機種届出書」（１－６）を提出すること

（提案機種届出書については、提案機種の品名・規格・参考価格だけでなく仕様書項目ごとの性能・規格を届け出ること。別紙書式参照）。

６　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国の通貨

(2)　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

入札保証金は、地方独立法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第９条の規定に該当する場合は免除とする。

イ　契約保証金

(ｱ)　落札者は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所会計規程第32条の規定による契約保証金を納めなければならない。

ａ　納付期日　　契約締結の日

ｂ　納付場所　　大阪府大阪市城東区森之宮１丁目６番５０号
地方独立行政法人大阪産業技術研究所
森之宮センター　経営企画本部　総務部

(ｲ)　上記にかかわらず、地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取

扱規程第29条第１項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(3)　入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、最低制限価格を設定した入札については最低制限価格に達しない価格でした入札、再度の入札については、前回最低入札価格以上の価格でした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、地方独立行政法人大阪産業技術研究所により入札参加資格のある旨確認された者であっても、その確認の後、入札時において３に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(4)　落札者の決定方法

地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第11条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した者が参加の条件を満たし、かつ、契約の内容を履行することができることを確保するため、当該入札書を提出した者に照会するものとする。

(5)　契約書等に関する事項

ア　契約書を作成する。

イ　開札の日から契約締結の日までの期間において、(ｱ)に該当した者とは契約をせず、(ｲ)又は(ｳ)に該当した者と契約を締結しないことがある。

(ｱ)　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者

(ｲ)　地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者

(ｳ)　地方独立行政法人大阪産業技術研究所及び大阪府並びに大阪市との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者

ウ　イ(ｱ)から(ｳ)までにより、契約を締結しなくても地方独立行政法人大阪産業技術研究所は一切の責めを負わないものとする。

エ　落札者が契約を締結しないとき、又はイ(ｱ)から(ｳ)までにより地方独立行政法人大阪産業技術研究所が契約を締結しないときは、落札者は契約予定金額の１００分の２に相当する額を地方独立行政法人大阪産業技術研究所に支払わなければならない。

(6)　誓約書の提出

地方独立行政法人大阪産業技術研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に定める暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」（１－７）を、落札決定後速やかに提出すること。誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しない。（但し、契約金額が500万円未満の場合は提出不要）

(7)　費用負担

この入札の関係書類の作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(8)　遵守事項

入札参加者は、一般競争入札心得、入札説明書及び仕様書を熟読しそれらを遵守すること。